

ちなみに、現代社会は去年と全くシラバスの内容が変わって ないのでがっつりテスト範囲がおんなじだから、このまとめ ノートはテスト範囲を網羅していることになるので参考に なるかも。ということで渡しておきます。

基本的には、教科書を熟読して演習ノートを周回していればとれるけど、不安になったり、確認したいときにぜひ使ってね。特に「彼女から補足♥」ってところはチェックしておくと安心かも。

まだまだ先だけど、日ごろからやってればテスト期間でひい ひい言わずにテストを乗り切れるから、頑張ってね。



1 人権保障の発展と現代社会①

政治って何?

〈政治と法の関係〉

政治…人間社会を運営するために必要な政策を決め、

<mark>社会の秩序をつくる</mark>活動・仕組み



法…<mark>社会秩序を維持するために作られた</mark>社会規範

⇒社会秩序の形成には意見の異なる人々の対立を権力によって支配する作用が伴う。

政治と国家

〈国家とは〉

一定の<mark>領域</mark>を基盤に、そこに住む<mark>国民</mark>の上に<mark>主権</mark>の作用で社会秩序をつくる公的な団体

〈政府とは〉

国家の<mark>意思決定</mark>やその<mark>執行</mark>にあたる機関



一つの政府が国を統治してるよ!



民主政治の誕生

・近代以前のヨーロッパ

…国王の権力は神から与えられた<mark>絶対的な最高権力</mark>とされた絶対王政

市民革命…商工業の発達に伴い勢力を強めた<mark>ブルジョアジーとい市民階級</mark>が絶

対王政を打倒!

例)ピューリタン革命、名誉革命、アメリカ独立革命、フランス革命など

彼女から補足♥

・絶対的な最高権力⇒<mark>王権神授説</mark>がある

王「神が王だけ。私だけを選んだのだから私に絶対従いなさい」

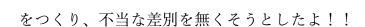
市民「何をほざくか…ごめんなさい」

16世紀は↑こんな感じで王が無双してたよ

・市民革命のきっかけ⇒<mark>商工業の発達</mark>!

16世紀に商工業が発達し貴族よりも金を持っている人が出てきて身分が関係なくなり、これをきっかけに

- ○身分制度によって不当に拘束されない権利(平等権)
- ○国家権力によって不当に拘束されない権利(自由権)





社会契約の考え方

社会契約説…自然権を守るために契約を結んで国家をつくり、その支配に自ら 従う考え方

3匹のおぢさんたちの主張(ロック、ホッブズ、ルソー)

名前と出身	どんな主張?	くわしく!
ホッブズ	人が自然権を無制限に行使すれ	自然権(生まれながらにして持っている権
(イギリス)	ば社会は混乱しそう⇒ <mark>万人の万</mark>	利)を放棄して国王に従おうよ⇒ <mark>リバイア</mark>
	人に対する闘争	サン!
ロック	人に対する闘争 自然権の保証を確実にするため	サン! 政府がその自然権を侵害した場合、 <mark>国民に</mark>

	的に預ける⇒ <mark>間接民主制</mark>	
ルソー	人々は契約を結んで政治社会を	契約によって生まれる主権は人民の公共
(フランス)	つくるが、契約によって生まれ	の利益の実現を求める一般意志(みんなが
	る主権は譲渡も代表もできない	思ってること)を表すものでなければなら
	⇒ <mark>直接民主制</mark>	ない⇒ <mark>自ら政治に参加しよう!</mark>

1 人権保障の発展と現代社会②

法の支配と基本的人権の保障

〈法の支配とは〉

権力は、権力者の自分勝手な意思によってではなく、<mark>約束やルールに基づいて行</mark>

<mark>使されなければならないという考え方</mark>⇒社会契約の考え方を生み出す

〈法の支配と歴史(イギリス)〉

1215年 マグナ-カルタ制定 (法の支配の原型)

…貴族や聖職者が国王の課税権や逮捕権の制限などを認めさせたもの

(好き勝手させない)

↓絶対王政期に法の支配の原理が動揺した。

17世紀はじめ 中世以来の慣習法

コモン・ロー(普通法)が王権をも拘束する

…イギリスの法律家<mark>クック</mark>の主張

彼女から補足♥

法の支配と人の支配

人の支配…絶対王政(王こそが正しい)

<mark>法の支配</mark>…人々が約束をかわす国家、政府をつくり、その支配に王も従う

⇒法の支配を逆手に取ったのがナチスの法治主義(法律こそ絶対)※考え方はこの時の法 の支配とは違うよ



〈基本的人権の保障〉

人権宣言

「人間は生まれながらにして自由、平等であり、これらは国家や政府も犯すこと

のできない権利」という考え方を理念とする宣言

- ⇒市民革命によって打ち出された
- -人権宣言の例-

1628年:イギリスの権利請願 1689年:権利章典

1776年:アメリカ独立宣言 1789年:フランス人権宣言

〈人権の歴史的発展〉

近代的人権…自由権中心(国家からの自由)

- →アダム=スミスの経済思想につながる「<mark>自由放任(レッセフェールの原則)</mark>」
- →国家の役割を治安維持など最小限の機能に限定する消極国家をうむ

〈社会問題の発生(自由主義国家の弊害〉

…失業や賃金・不公平な労働時間をめぐる資本家と労働者の対立、住宅難や公害、

都市問題など

- ⇒ラッサール(社会主義者)による批判
- …自由主義国家は<mark>市民の財産を守るだけ</mark>の夜警国家
- …国家は労働者や社会的弱者の生存・福祉・労働を権利と認めて保障すべき

〈現代的人権〉 自由権+社会権(国家による自由)

- ⇒国家による経済活動への介入
- …社会保障・福祉の充実など社会的平等を目指す積極国家(福祉国家)

例)ドイツのワイマール憲法、生存権、労働基本権など

この3つを基本 に憲法をつくっ たよ!



〈立憲主義〉

法の支配、基本的人権。国民主権、<mark>権力分立</mark>

- =近代憲法の基本原理
- →こうしたルールで権力や国家を縛るために憲法をつくる=立憲主義
- 例)フランス人権宣言 16条 権利の保障と権力分立

人権の国際化

〈人権の広がり〉

近代の国際法…国家と国家間の約束、個人までに効力は及ばない

⇔戦争やファシズム→個人による大規模な人権侵害(20世紀の特徴)

⇒人権保障は国際的な共通原則

例) 1966年 国際人権規約(自由権規約)

- …種族的、宗教的、言語的少数集団について居住国における権利を保障
- ⇒不等に迫害してはいけない!

2 国民主権と民主政治の発展(1)

国民主権

〈民主政治と国民〉

国民主権…政治権力を国民の意思に基づいて組織・運用する制度

⇒近代国家で採用

民主政治…国民主権と基本的人権の尊重に基づく政治

参政権…政治に参加する権利(選挙権・被選挙権)

- ⇒国民の基本的人権の一つ
- ⇒基本的人権を持ち、主権として政治に参加する人々(市民)

〈参政権の拡大〉

初期の参政権…納税する男性のみ(制限選挙)

↓産業革命後の参政権拡大運動 (例)チャーチスト運動(イギリス)

普通選挙制…すべての人に参政権を認める

彼女から補足♡

民主政治の一例として、リンカンの

「人民の人民による人民のための政治」というのがあるよ



〈主権を行使する仕組み〉

直接民主主義

- …市民が<mark>直接参加</mark>して重要な決定(立法)を行う
- …主に人口や面積の規模が小さい近代以前の都市国家で行われた
- ↓ 近代の国民国家は牙が大きく直接民主主義を行いにくい

議会制民主主義

…代表を選出して議会を設け、議会を通じて主権を行使する

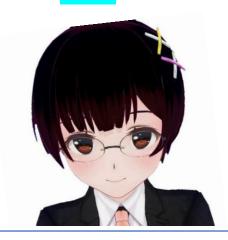
彼女から補足♡

日本の議会制民主主義~大日時代と今~ 大日時代

代議士(議会の代表として選ばれた人)と<mark>貴族院</mark>(解散のない院)

今の時代

衆議院(前の代議士)と参議院(貴族院の名残で解散がない)



〈全体の意思の決定〉

国民主権の原則…国民の総意に基づく政治

↓ 全員の意見の一致は難しい

<mark>多数決原理</mark>…多数者の意見を全体の意思とする

※注意点…多数者の意見が常に正しいとは限らない

…少数意見の無視や少数派の権利侵害の懸念

⇒これを、<mark>多数者の専制</mark>という

現代民主政治の課題

20世紀~大衆民主主義の到来

…財産と教養のある市民だけでなく大衆も参加する政治

⇒理性的な思考だけでなく、<mark>情緒や感情によって人々を動かそうとする</mark>

<mark>政治手法</mark>ポピュリズムの横行 ⇒必要な知識と判断を身に着ける必要がある

権力分立

国家権力が特定機関に集中すると、国民の意思に反する恐れがある⇒権力分立 が必要

彼女から補足♡

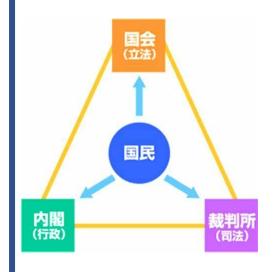
多数決原理について

多数決の意見は、<mark>常に正しいわけじゃないよ。</mark>

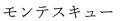
そこでその意見を正しくするために、たくさん議論をするの。すると、おかしい 意見はつぶれ、いい意見が残るんだ。でも、少数意見を踏みにじらないように配 慮しないと、弱者の立場がなくなるから気を付けよう。

モンテスキュー(フランス)

3つの権力を<mark>お互いに抑制と均衡の関係</mark>に置くことで、<mark>権力の集中と乱用</mark>を防ぐ 三権分立を唱えた人だよ。









議院内閣制

〈イギリスの政治制度〉

議院内閣制…内閣は国民の代表である議会(下院)の信任に基づいて成立する。

〈首相の選出〉

民選の下院(庶民院)で多数を占める政党の党首が国から首相に選出

=下院優位の原則⇒首相が内閣を組織

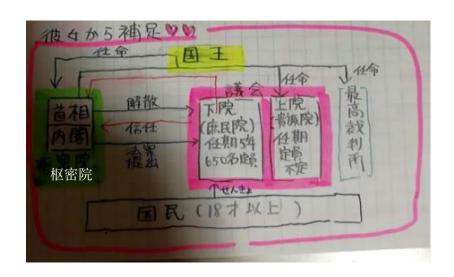
〈議会と内閣の関係〉

下院で内閣の**不信任**が議決された場合⇒内閣は総辞職するか総選挙を行って国 民の意思を問わなければならない

〈国王の権力〉

<mark>立憲君主制</mark>…国王は君臨するのみで統治権を持たない

⇒統治権は400年間ずっと使われていない



〈司法〉

最高裁判所が担う⇔行政などをチェック 違憲審査権は持たない

〈選挙と政党〉

選挙では…

政党が政権公約<mark>「マニフェスト」</mark>を掲げて党中心に活動

勝利した党⇒内閣を構成

敗北した党⇒影の内閣を組織して次の選挙に備える

イギリスでは…

二大政党制の下で政権交代を繰り返した

彼女から補足♡

衆議院の解散-日本とイギリスの違い-

日本⇒いつでも解散可能 ⇒過半数が国会

イギリス⇒不信任のみ解散可能 ⇒すべての人が国会議員

大統領制

〈アメリカの政治制度〉

大統領制…行政権を担う大統領は<mark>立法権</mark>を担う議会の議員を選出する選挙とは

別の選挙でえらばれる

- ⇒大統領と議会は互いに高い独立性を持つ。
- ⇒厳格な権力分立制

〈司法〉

裁判所⇒立法と行政をチェックする違憲審査権を持つ

- ⇒立法と行政に対する強い独立性と抑制機能
- ⇒<mark>立法・行政・司法</mark>の厳格な権力分立 =<mark>違憲審査権</mark>

〈ロシアの政治制度〉

<mark>半大統領制</mark>…大統領と首相が併存する制度

<mark>大統領</mark>…国民の選挙で選出され、行政権の一部を行使

<mark>内閣</mark>…選挙で多数を占めた政党から首相が選出されて形成

アジアの政治制度

〈中国の政治制度〉

民主的権力集中制···人民を代表する合議体にすべての権力を集中する制度

全国人民代表大会(全人代)…国の最高機関

共産党…国政全体に対する強力な指導力をもつ

⇒学校とかの組織にも深部に組み込まれている

〈他のアジア諸国の政治制度〉

- ・シンガポールやマレーシア⇒権威主義的体制 開発独裁
 - …経済成長のために自由な民主主義体制を制限して政治的な統合をはかる体制
- ・中東のイスラム諸国
- …王政をとる国が多い⇔経済成長にともなう近代化により政治体制が多様化

新たな民主化への動き

1980 年代~韓国や台湾などで経済成長によって豊かになった市民の政治的自由を求

める運動 ⇒民主化が実現 1989年~旧ソ連や東欧諸国で改革による体制転換

2010年代~ チュニジアでおきた民主化を求める市民による大規模な抗議・デモ

⇒ほかのアラブ諸国でも発生 アラブの春という

1 日本国憲法の成立

明治憲法の制定

〈制定のきっかけ〉

自由民権運動で掲げられた立憲主義的な思想

<mark>立憲主義</mark>…国家権力の専制を防ぎ、国民の権利を守るために憲法を制定し、この憲法に

基づいて政治を行うという考え方

- ⇒ 1889 年 大日本帝国憲法の制定
 - …天皇の定めた<mark>欽定憲法</mark>
 - …天皇を絶対的な主権者とする絶対主義的な色が濃い=外見的立憲主義

(見た目だけで中身はほぼ絶対王政)

明治憲法の特色

れた権利

天皇主権…天皇が統治権を手に握る

統帥権の独立…議会や内閣も関与できない天皇の大権

⇒天皇が軍隊の指揮命令権の独立(<mark>内閣は命令できない</mark>)

臣民の権利…国民の権利は基本的人権としてだけではなく、「法律の範囲内」で認めら

彼女から補足♥

臣民の権利…民よりも天皇のほうが優先度が高く、それこそ人権は認められてはいるが、

条件付きで、法律の認める範囲内で保障されるものに過ぎなかった。(法律の留保)

法律⇒国民を縛るきまり

憲法⇒法律より強いもの(権利を保障する決まり)

明治憲法の政治

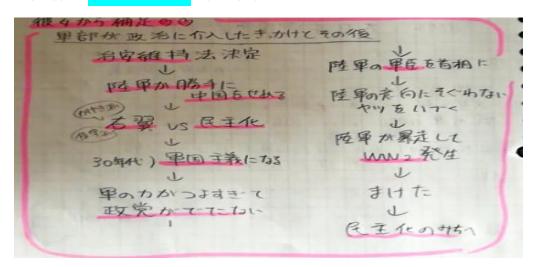
大正時代…大正デモクラシー

自由主義的・民主主義的な傾向

…政党内閣が生まれる(1918年)

…男子普通選挙制度の確立(1925年) ⇔ 治安維持法の制定(思想・言論弾圧)

昭和時代···<mark>軍部により介入</mark>⇒侵略戦争に突き進む。



日本国憲法の制定過程

〈敗戦と憲法成立〉

1945年8月14日

<mark>ポツダム宣言</mark>…日本が受け入れて降伏した<mark>占領政策の基本</mark>

…軍国主義勢力の除去と民主化を進める指針

⇒マッカーサーが日本政府に対して憲法制定を指示

⇒日本政府、憲法成立案(松本案)を作成

松本案…天皇の統治権がそのままで<mark>憲法そのものを変えるものではなかった</mark>



GHQ…松本案を拒否、憲法改正案(マッカーサー草案作成)

日本政府…マッカーサー草案をもとに改正案をまとめる

日本国憲法の成立 1946 11月3日公布 1947年 5月3日施行



日本国三大憲法の基本原理

〈三大基本原理〉

- ① 国民主権…天皇主権の考え方の否定
 - →**象徴天皇制**:政治的な機能は無く、天皇は国事行為のみ行う。
- ② 基本的人権の尊重(11条と97条)
 - …国民の権利を<mark>「侵すことのできない永久の権利」</mark>として保障
 - …明治憲法下では制限されていた
- ③ 平和主義(9条)…恒久平和主義を採用
 - →戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認

最高法規

憲法は最高の法規…憲法に違反する法律やすべての国事行為は無効

=政治は憲法に従って行わなければならない

→憲法尊重養護義務

…天皇及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員が負う

〈憲法の改正〉

慎重な手続きが定められている = 硬性憲法

彼女からテストに向けての補足♥

ページ数が多くてごめんねる

でも、この彼女を見れば、赤点はないと思っていいかもよ。

あとは、高得点を取るのに、(課題点はもう0点前提でもいいかもしれない……)

教科書の資料やその用語についての例、そして演習ノートを周回すれば確実に

80点はとれるはず!

文系教科の割には覚えることが多くて大変かもしれないけど、授業でやったことを確認すればきっととれるよ!

初めてのテストで緊張しているかもしれないけど、頑張ってね!

彼女シリーズを通して応援しています!!



かのめ @kanojo_kanome